

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

75

電信写

08-024

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
中秘官官審審長長

経(経) 査総 外
大(大) ア 察括 研
使(使) 大 審審 長

総口対文会厚情研

察人團在儀警史オ

報 参報際内外
官

文 審一二
長

参政保対旅外
長

中東
長 東
西

北米
長 審一二保地

中南
長 参一二

欧 審西ソ洋
長 西東

ア 参一二アア
長 一二

次総経途
長 審経漁国
経エ国
安ネ

審海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

長 審審協調

国 審政経人
長 審軍社

科 科原
審

情調長 参情析調
企安

総 番 号 R007351

主 管

月 15日

韓 国 発

亜 北

平成 4年 1月 15日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

「韓国原爆ひ害者協会」の要望書について

第272号 大至急

(以下FAX送信 SO9617 01)

SO 9617 -1

(15日午後)

(一) 本館宛に送付した

社団法人 韓国原爆被害者協会 (会長 辛泳外) の宮澤総理宛の要望書
を別FAXにて送付する。

尚この要望書は、辛会長が当館の小野を訪れ、総理来韓中に面会を申し越し

たところ、総理の日程上不可能であり、館員が受け取りの上伝達する旨返答し

たところ、右を了承した経緯がある。

(丁)

FAX信

総番号 R007353

月 15日

平成 4年 1月 15日

韓 国 発
本 省 着

主 管
亜 北

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

「韓国原爆被害者協会」の要望書について

FAX信 入至急

(以下FAX送信 SO9618-01)

宮沢喜一日本国総理大臣殿

私たち韓国の原爆被害者は太平洋戦争当時、徴兵、徴用などによって強制連行され、日本の軍国主義に酷使されるなかで原爆に被爆して、多くの人命が犠牲になりました。九死に一生を得て生き残った者たちも、原爆後遺症のために疾病と貧困の悪循環によって、五十年近くも生死の間をさまよっております。

日本政府はこれらの被害者たちを戦争が終わって今日までも放置してきました。が、今ようやく、「法的には責任がない」といいながらも、人道的立場からとして、海部前首相によって四十億円の拠出が約束されました。しかし、それも昨年十一月になって、やっと十七億円を大韓赤十字社に振り込んだだけで、残りの金額はいつ支給されるのか、被爆者たちは焦る思いです。分割支給、年賦支給、また用途制限など、被爆者たちの自尊心を傷つけるばかりです。

日本の被爆者たちには年間千数百億円の予算を使う日本政府は、被爆当時、全体の被爆者の約一割が韓国人であったという事実を知りながら、わずか四十億円をもってどんな事業ができると考えたのでしょうか。過去五十年の経緯と、これからも原爆症と関わなくてはならない韓国の被爆者たちは、十七億円をもって何をすべきか、考えあぐねているところ です。

法的解釈と人道的立場などを論議する一方で、高齢化した被爆者たちの多くが死に去りました。私達はいまはもう、聞くだけの余力もなく、時間ありません。また一人でも死にゆく前に、韓国被爆者の恨を少しでも慰めて上げたいのです。

日本政府はつぎのような私たちの要望を受け入れてください。

一、四十億円のうち、すでに支給された十七億円を除いた残額二十三億円を、一括して早く一時に払い込んで下さい。

二、四十億円の用途に対しても、韓国政府と韓国原爆被害者協会、大韓赤十字社に一任して、難しい条件をつけないようにしてください。

三、韓国被爆者たちは、日本政府に対して二十三億ドルの補償を要求したことがあります。この問題は今後、両国政府と原爆被害者協会の間で話し合うことにして、まずは四十億円全額だけでも早く支給してください。

四、宮沢首相の提言の通り、韓日両国の友好親善は未来志向であることは勿論ですが、それには何よりも韓国原爆被害者問題など、日本の戦後処理問題を早く清算しなければならぬと考えます。宮沢首相は、日本が未来志向的なアジアの平和構築に先導的な立場にあることから、ドイツなど他の国々の戦後処理を参考にすべきだと考えます。

1992年1月16日

社団法人 韓国原爆被害者協会
会長 辛泳洙